

『住宅リフォーム補助制度のご案内』

市民の居住環境の向上と地域経済の活性化を図るため、市民が市内の施工業者を利用して住宅のリフォームを行う場合に、その費用の一部を補助します。

○対象住宅

- ① **自己の居住用住宅**【賃貸住宅は対象外】
※マンション等の集合住宅は個人専有部分、店舗等との併用住宅は個人居住部分

○対象者

- ① 市内に住所を有し、住民基本台帳に記録されていること。
- ② 住宅の所有者等で、現に居住していること。
- ③ 対象者及び同居者が市税を完納していること。

○補助対象事業

- ① **対象となる工事（別表参照）**
・対象とならない工事（他制度による補助金等を受けている、外構工事、太陽光発電工事等）については、別表をご確認いただき、不明な場合は直接お問い合わせください。
- ② 旭市内に本店又は支店のある業者による工事
- ③ 対象工事金額20万円以上
- ④ 令和3年1月末までに完了し、実績報告ができること

○補助金額

- ① **工事に要した費用の10分の1の額（限度額20万円）**
※1住宅につき1回の交付です。工事の途中で増額の変更が生じた場合、限度額に達していなくても**補助金の増額変更をすることはできません。**

○補助金の申請方法

事前申込受付期間

令和2年4月21日(火)～5月14日(木)

※先着順ではありません。

※事前申込された方の補助見込額が予算範囲を超える場合は抽選となります。

- ① 申請期間内に事前申込書に必要事項を記入し、見積書を添えて提出してください。
- ② 抽選日 **令和2年5月21日(木)**を予定
- ③ 交付申請期限 **令和2年5月28日(木)**を予定 ※事前申込を行い申請対象となった方のみ
※抽選となった場合は、**令和2年6月4日(木)**を予定
- ④ **工事契約をする前に申請・承認が必要**となりますので、すでに契約・工事着工された工事は対象外となります。
- ⑤ 工事完了した際は、完了後30日以内に完了実績報告をしてください。（最終期限1月末）

○申込受付・問合せ先

申込受付・資料請求のほか不明な点については、下記までお問い合わせください。

都市整備課建築住宅班（第2庁舎2階） Tel. 0479-62-5895



旭市